

質問第四三号

精神保健福祉資料（六三〇調査）に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年十二月六日

川田 龍平

参議院議長 伊達 忠一 殿



精神保健福祉資料（六三〇調査）に関する質問主意書

一 厚生労働省が実施する精神保健福祉資料（六三〇調査）に協力する過程で、都道府県・政令市が把握し、保管している情報の公表の在り方に関し、平成三十年七月三日の参議院厚生労働委員会において、厚生労働省は「国の方でどういふふうにしなさい」というのを各自治体に申し上げるのはちよつといかがなものであるかと思ひまして、それぞれの、公開するかしないか、どういふふうに公開するかというのは、都道府県ごとにそれぞれの条例等に基づいて判断していくものだというふうに考えております。ただ、国の方で、都道府県が公表するなどのか、そういうようなことを決して申し上げるつもりはございません。」との答弁をした。

一方で、公益社団法人日本精神科病院協会の平成三十年十月十九日付け「精神保健福祉資料（六三〇調査）の実施についての声明文」には、厚生労働省が「個々の調査票の内容に関しては、公開を予定せず任意に提出されており、各都道府県・政令市の情報公開条例に照らして、「非公開情報」にあたる」と回答したと書かれている。

同声明文にある、厚生労働省が日本精神科病院協会に対してかかる回答をしたとの記述は事実か。事実

であるとすれば、厚生労働省はいつ、どこで、どのような形式で日本精神科病院協会に回答したのか、明らかにするとともに、前記の平成三十年七月三日の参議院厚生労働委員会における厚生労働省の答弁との差異に鑑み、どのような意図をもって回答したのかを詳細に明らかにされたい。

二 これまでに、六三〇調査に関する情報公開請求に対し、患者の個人情報が公表されるなどして、都道府県・政令市が個人情報の「本人」である精神障害者から抗議を受けた例はあるか、厚生労働省の把握している限りを明らかにされたい。

右質問する。